

車体課税について



MIC

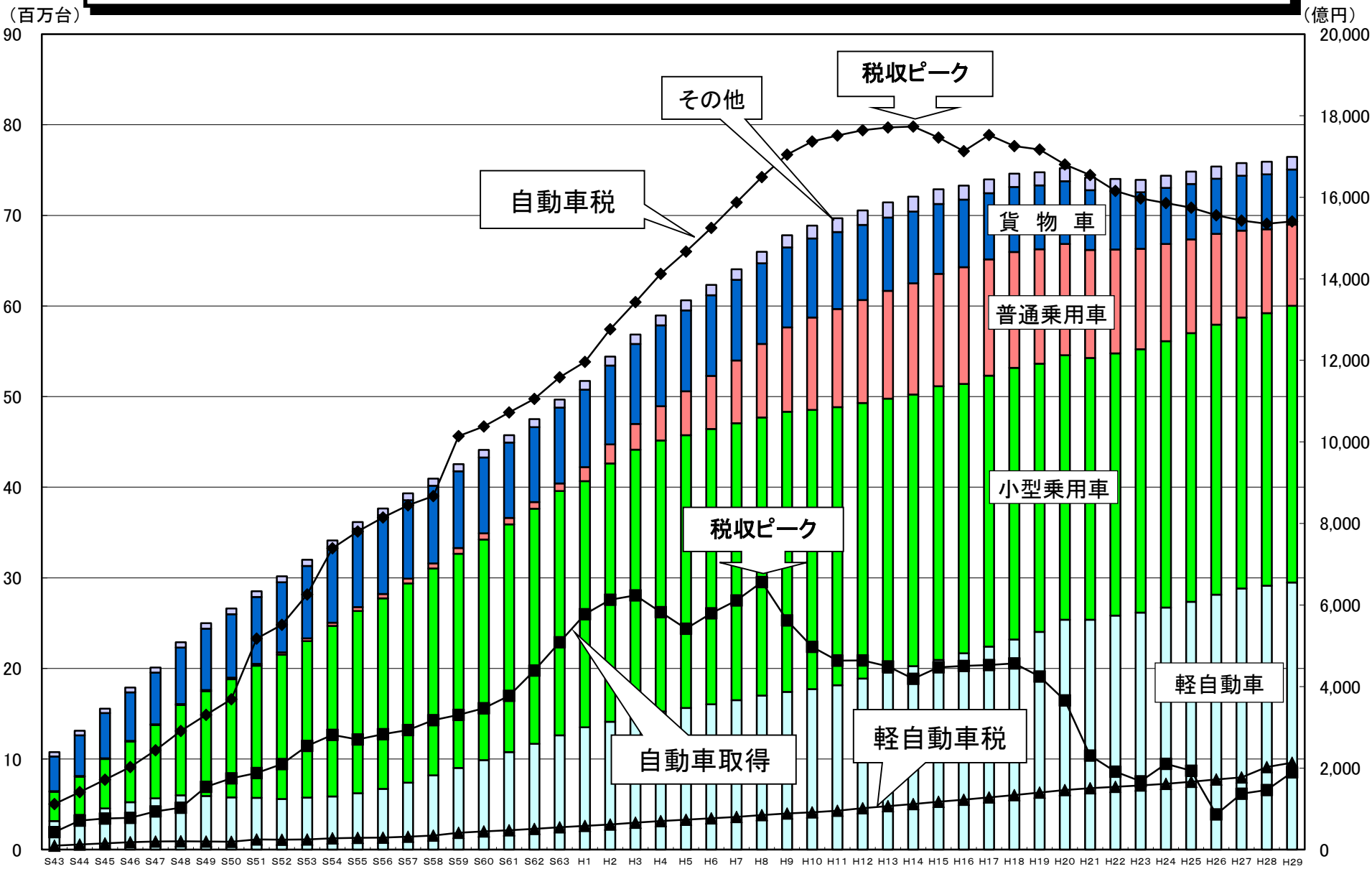
地方財政審議会

平成31年4月19日

総務省自治税務局自動車税制企画室長

平 木 省

自動車保有台数(四輪及び三輪の軽自動車含む)と自動車関係税収の推移



※軽自動車の自動車保有台数は、三輪車及び四輪車(トラックを含む)を計上している。

※普通乗用車(排気量2000cc超)、小型乗用車(排気量2000cc以下)

※税収額は決算額による。ただし、軽自動車税の税収額は決算額を賦課期日現在における三輪車及び四輪車の調定額の割合で按分した額である。

※保有台数は道府県税(市町村税)の課税状況等に関する調における賦課期日現在登録(保有)台数による。

自動車取得税と環境性能割の概要

自動車取得税（～平成31年9月）

〔課税のタイミング〕

自動車の取得時
(購入時)

〔税額の計算方法〕

自動車の
取得価額

× 3%

〔営業用自動車及び
軽自動車は2%〕

(計算例: 自家用の自動車)
取得価額が150万円の場合
 $150万 \times 3\% = 4万5千円$

〔税収規模〕 870億円 (③地財)

※ 税収の95/100のうち、7/10を市区町村に交付
(更に政令市には国県道管理分として政令市特例分を交付)

※ 燃費性能が良い自動車には、税率を軽減する特例措置である
「エコカー減税」が講じられる。



※ 自動車取得税は消費税率10%引上げ時に廃止し、
自動車税及び軽自動車税に環境性能割を導入。

環境性能割（自動車税・軽自動車税）（平成31年10月～）

〔税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定される仕組み〕

〔課税のタイミング〕

自動車の取得時
(購入時)

〔税額の計算方法〕

自動車の
取得価額

×

燃費基準値達成度等	税率(31改正後)		
	自家用		営業用
	登録車	軽自動車	
電気自動車等	非課税	非課税	非課税
平成32年度燃費基準+20%達成車			
平成32年度燃費基準+10%達成車	1%	1%	0.5%
平成32年度燃費基準達成車	2%		
平成27年度燃費基準+10%達成車	3%	2%	1%
上記以外			2%

※上記に加え、一定の排出ガス性能を要求

○ 燃費基準値達成度については、技術開発の動向や
地方財政への影響等を踏まえ、2年ごとに見直し。

〔税収規模〕 自動車税環境性能割 519億円 (③地財)
軽自動車税環境性能割 31億円 (③地財)

※ 自動車税環境性能割の税収の95/100のうち、47/100を
市区町村に交付
(更に政令市には国県道管理分として政令市特例分を交付)

自動車税・軽自動車税の概要

項 目	自動車税	軽自動車税
1. 課税団体	都道府県	市区町村
2. 課税客体	自動車(二輪の小型自動車、軽自動車及び特殊自動車を除く)	軽自動車、二輪の小型自動車、原動機付自転車、小型特殊自動車
3. 納税義務者	自動車の所有者	軽自動車等の所有者
4. 賦課期日	4月1日	4月1日
5. 税 率	<標準税率> 自動車の種別、排気量等ごとに設定 【例】自家用乗用車(1,500cc超2,000cc以下) 39,500円 <制限税率> 標準税率の1.5倍 【税率の特例】 ○グリーン化特例(平成13年度創設) 環境性能の優れた自動車の税率を軽減し、初回新規登録から一定年数を経過した自動車の税率を重くする措置	<標準税率> 軽自動車等の種別、排気量等ごとに設定 【例】・軽自動車(四輪以上のもの)のうち、自家用乗用車 10,800円 ・原動機付自転車のうち、二輪で総排気量が50cc以下のもの 2,000円 <制限税率> 標準税率の1.5倍 【税率の特例】 ○経年車重課(平成26年度創設) 三輪以上の軽自動車のうち、最初の新規検査から一定年数を経過した軽自動車の税率を重くする措置 ○グリーン化特例(軽課)(平成27年度創設) 三輪以上の軽自動車のうち、環境性能の優れた軽自動車の税率を軽減する措置
6. 納 期	5月中において、都道府県の条例で定める。	4月中において、市区町村の条例で定める。
7. 徴収方法	普通徴収(月割課税分は証紙徴収)	普通徴収
8. 税 収	1兆5,383億円(平成31年度地方財政計画額)	2,668億円(平成31年度地方財政計画額)

エコカー減税・グリーン化特例の概要

◎ エコカー減税（自動車取得税）

1. 概要

- 低炭素社会の実現のため、より燃費性能等の優れた自動車の普及を促進する観点から、燃費性能に応じ、自動車取得税の税率を軽減。
- 新車に限り、非課税又は税率を80～20%軽減。

※下記に加え、一定の排出ガス性能を要求

対 象 車	特例割合 (31改正)
電気自動車等 平成32年度燃費基準＋40%達成	非課税
平成32年度燃費基準＋20%達成	50%軽減
平成32年度燃費基準＋10%達成	25%軽減
平成32年度燃費基準達成	20%軽減

2. 経緯

平成21年度 エコカー減税の創設

※ リーマンショック後の状況を踏まえ、納税者の理解、景気及び環境対策の観点から、大幅な減税措置を時限的に講じる。

（以降、2～3年ごとに対象車両の重点化、燃費基準の切り上げ等）

◎ グリーン化特例（自動車税・軽自動車税）

1. 概要

- 低炭素社会の実現や地域における環境対策のため、より燃費性能等の優れた自動車の普及を促進する観点から、新車に係る翌年度の自動車税・軽自動車税の税率を燃費性能に応じて軽減。

※下記に加え、一定の排出ガス性能を要求

対 象 車 ※自家用乗用車の場合		特例割合 (31改正)	
		31、32年度	33、34年度
自動車税	電気自動車等	75%軽減	75%軽減
	平成32年度燃費基準＋30%達成	75%軽減	
	平成32年度燃費基準＋10%達成	50%軽減	
	新車新規登録から11年超ディーゼル車又は13年超のガソリン車	15%重課	(33改正で議論)
軽自動車税	電気自動車、天然ガス車	75%軽減	75%軽減
	平成32年度燃費基準＋30%達成	50%軽減	
	平成32年度燃費基準＋10%達成	25%軽減	
	最初の新規検査から13年超の軽四輪等	20%重課	20%重課

2. 経緯

平成13年度 自動車税のグリーン化特例の創設

（以降、2年ごとに対象車両の重点化、燃費基準の切り上げ等）

平成26年度 軽自動車税のグリーン化特例（重課）の創設
（適用は平成28年度から）

自動車税のグリーン化特例の重課割合を引上げ

平成27年度 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の創設

自動車重量税(国税)の概要

〔課税のタイミング〕

車検時

〔基本的な税額の計算方法(継続検査時)〕

(例: 自家用の自動車)
車両重量が1.6tの場合
 $4,100円 \times 3 \times 2 = 24,600円$

車両重量

×

4,100円

×

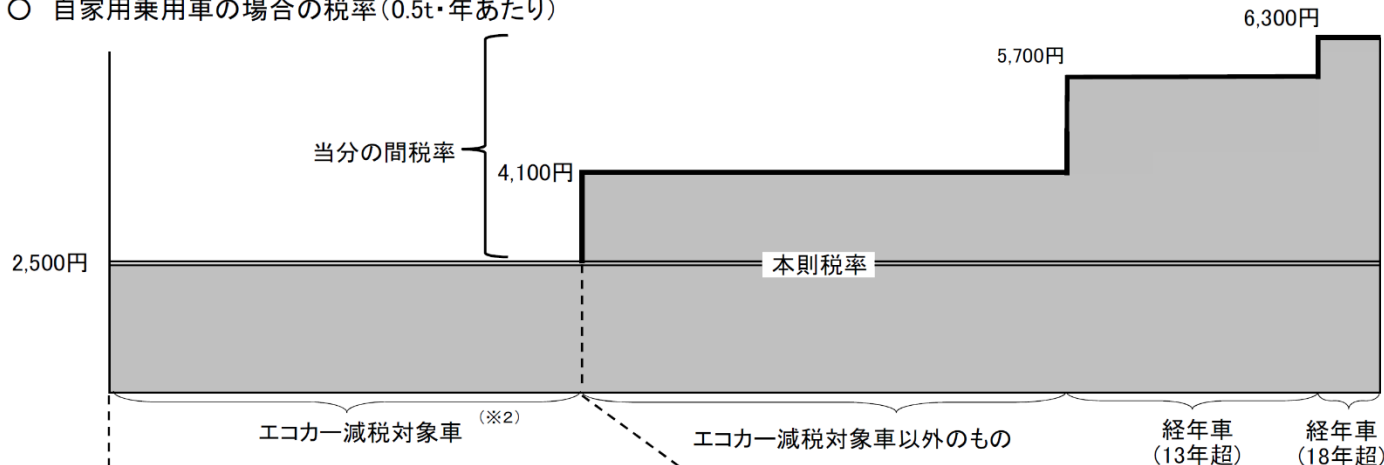
2年分

当分の間税率
0.5t又はその端数毎
自家用乗用車の場合

次回継続検査が
2年後の場合

※エコカー減税が適用される場合は、本則税率(2,500円/0.5t・年)から一定割合を軽減

○ 自家用乗用車の場合の税率(0.5t・年あたり)



エコカー減税

31年5月1日～33年4月30日		
	初回車検	2回目車検
電気自動車等(注1)	免税	免税
2020年度燃費基準+90%達成	免税	免税
2020年度燃費基準+80%達成	免税	
2020年度燃費基準+70%達成	免税	
2020年度燃費基準+60%達成	免税	
2020年度燃費基準+50%達成	免税	
2020年度燃費基準+40%達成	免税	
2020年度燃費基準+30%達成	▲50%軽減	
2020年度燃費基準+20%達成		
2020年度燃費基準+10%達成	▲25%軽減	
2020年度燃費基準達成		

(※1) 電気自動車等
・電気自動車
・燃料電池自動車
・プラグインハイブリッド自動車
・クリーンディーゼル車
・天然ガス自動車

〔税込〕6,510億円(31予算)

※ 税込の422/1000は、
自動車重量譲与税として
都道府県・市町村に譲与。
(③地財:2,742億円)

(※2) ガソリン車及び石油ガス自動車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減車(☆☆☆☆)又は平成30年排出ガス基準50%低減車に限る。

平成31年度改正内容

車体課税の大幅見直し（全体像）

- 消費税率10%への引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。これにより、税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、最終的な結論を得たところである。
- 恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保することとする。これにより、地方における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業のニーズにしっかりと対応する。

保有課税の恒久減税

○ 自動車税の税率引下げ(恒久減税)

1,320億円程度(平年度ベース)

- ・ 平成31年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車(登録車)から引下げ。
- ・ 軽自動車税の税率は、変更しない。

○ 地方税財源の確保

1,320億円程度(平年度ベース)

- ・ グリーン化特例・軽課(自動車税・軽自動車税)
 - ・ エコカー減税(自動車重量税・自動車取得税)
 - ・ 環境性能割(自動車税)
- } 対象の重点化、基準の見直し 等
- ・ 都道府県自動車重量譲与税制度の創設(自動車重量税の譲与割合の引上げ)
 - ・ 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

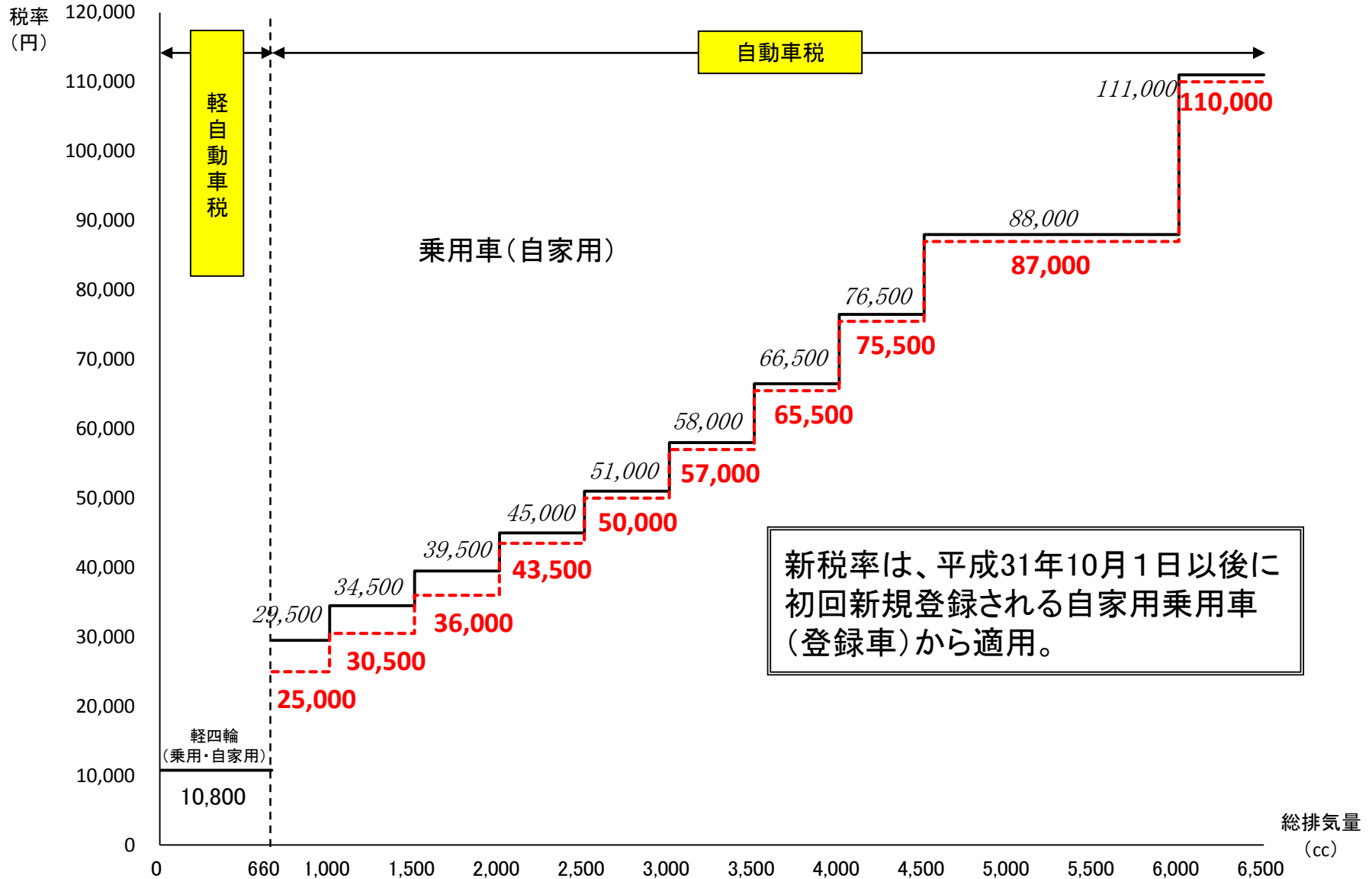
環境性能割の臨時的軽減

500億円程度(平成31、32年度の合計)

- ① 消費税率引上げに伴う対応として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車(登録車及び軽自動車)について、環境性能割の税率を1%分軽減する。(例:税率3%→税率2% 等)
- ② ①による地方税の減収については、地方特例交付金により、全額国費で補填する。

自動車税の税率引下げ

税率区分	～1,000cc以下	1,000cc超1,500cc以下	1,500cc超2,000cc以下	2,000cc超2,500cc以下	2,500cc超～
引下げ幅	▲4,500円	▲4,000円	▲3,500円	▲1,500円	▲1,000円



■ : 地方財源
 [] : 車体課税

◎エコカー減税(自動車重量税)
 ⇒軽減率を縮減した上、2年間延長。

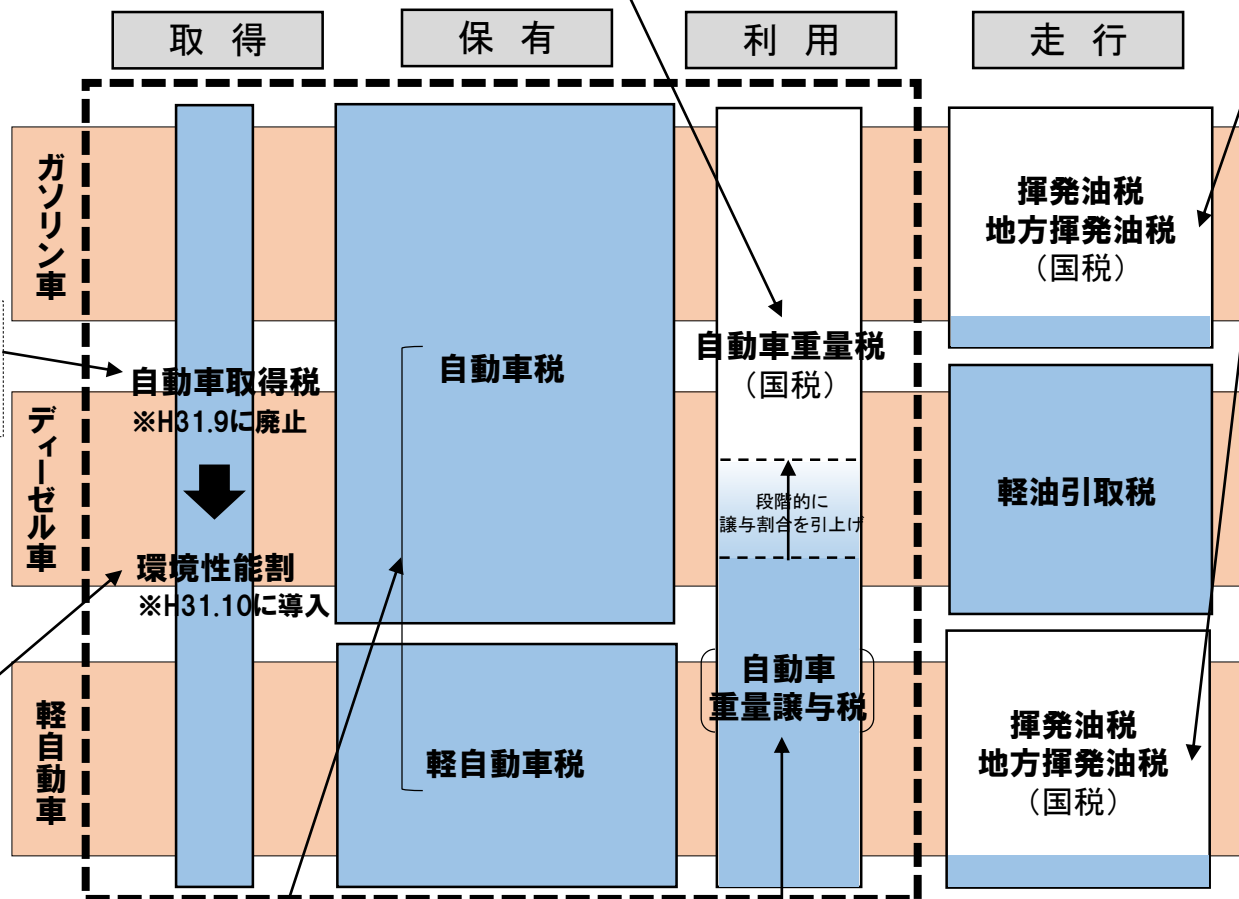
◎地方揮発油譲与税の増額
 ⇒揮発油税から地方揮発油税に
 税源を移譲。(H46年度～)

◎エコカー減税(自動車取得税)
 ⇒軽減率を縮減した上、
 6ヶ月延長(H31.4～9)。

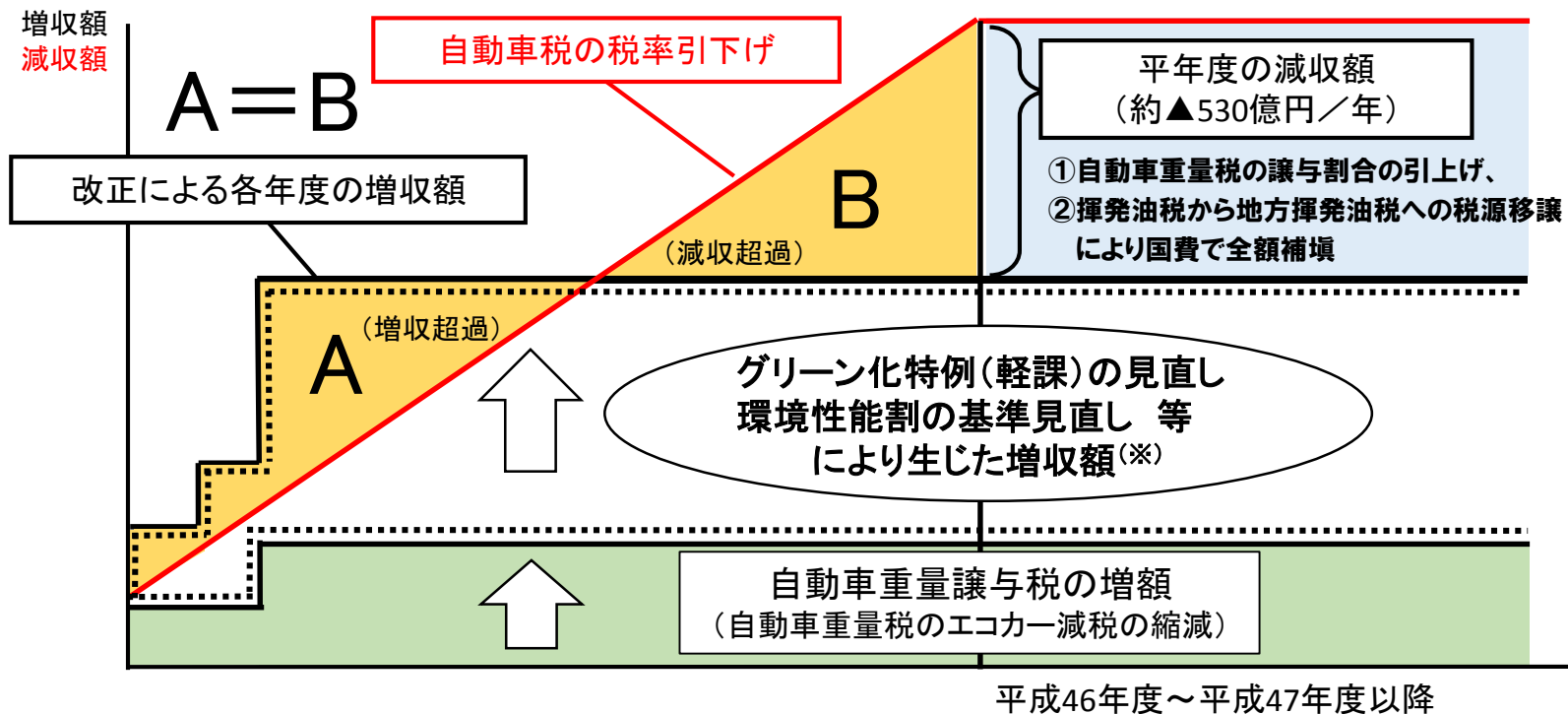
◎自動車税の環境性能割
 ⇒税率区分を1段階切上げ。
 ※軽自動車税の環境性能割
 は据置き

◎グリーン化特例(軽課)
 ⇒H33,34年度取得分は対象車両を
 電気自動車等に重点化。
 (H31,32年度分は単純延長)

◎自動車重量譲与税の譲与割合の引上げ
 ⇒エコカー減税(自動車重量税)の軽減率見直しによる
 増収額のうち国の一般会計分の増収の全額を
 自動車重量譲与税(都道府県分)に充当。



地方財政の安定のために講ずる措置のイメージ



(※): 別途、今般の改正に伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税の環境性能割交付金に係る交付率を見直す。

自動車関連税制（車体課税）の改正概要

- 消費税率10%への引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。これにより、税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、最終的な結論を得たところである。
- 恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保することとする。これにより、地方における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業のニーズにしっかりと対応する。

1 自動車税の税率引下げ(恒久減税)＜平年度1,320億円程度＞

- 平成31年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車(登録車)から、小型自動車を中心に全ての税率区分において、自動車税の税率を引き下げる。
- 軽自動車税の税率は、変更しない。

2 需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

- ① 自動車の取得時の負担感を緩和するため、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車(登録車及び軽自動車)について、環境性能割の税率を1%分軽減する。(例:税率3%→税率2% 等)
- ② ①による地方税の減収については、地方特例交付金により、全額国費で補填する。

3 環境性能割の税率の適用区分の見直し

- 環境インセンティブを強化するため、自家用乗用車(登録車)に係る環境性能割の税率の適用区分を、以下の通り見直す。

	現行	見直し後
電気自動車等	非課税	非課税
③ ₂ 基準+20%達成		
③ ₂ 基準+10%達成		1%
③ ₂ 基準達成	1%	2%
② ₇ 基準+10%達成	2%	3%
上記以外	3%	

- 軽自動車に係る環境性能割の税率の適用区分は、変更しない。
- トラック・バス、営業用乗用車に係る環境性能割の税率の適用区分は、変更しない。

4 グリーン化特例(軽課)の大幅見直し

- 環境性能割が自動車税・軽自動車税に導入されることを契機に、自家用乗用車(登録車及び軽自動車)に係るグリーン化特例(軽課)の適用対象を、電気自動車等に限定する(75%軽減)。
- 消費税率引上げに配慮し、平成33年4月1日以後に初回新規登録又は最初の新規検査を受けた自家用乗用車(登録車及び軽自動車)から適用する。
- トラック・バス、営業用乗用車に係るグリーン化特例(軽課)は、変更しない。

5 エコカー減税(自動車重量税)の軽減割合等の見直し

- 環境インセンティブを強化するため、乗用車(登録車及び軽自動車)に係るエコカー減税(自動車重量税)の軽減割合等、以下の通り見直す。
なお、見直しによる増収額のうち国の一般会計分の増収の全額を7の都道府県自動車重量譲与税制度の財源に充当する。

初回車検

	現行	見直し後
電気自動車等	免 税	免 税
③2基準+40%達成		
③2基準+30%達成	75%軽減	50%軽減
③2基準+20%達成		
③2基準+10%達成	50%軽減	25%軽減
③2基準達成	25%軽減	
②7基準+10%達成(登録ガソリン車)	本則税率	当分の間税率

2回目車検

	現行	見直し後
電気自動車等	免 税	免 税
③2基準+90%達成		
③2基準+50%達成		軽減なし

- トラック・バスに係るエコカー減税(自動車重量税)については、環境インセンティブを強化するため、一定の見直しを行う。

6 エコカー減税(自動車取得税)の軽減割合等の見直し(平成31年4月～9月までの措置)

- 環境インセンティブを強化するため、乗用車(登録車及び軽自動車)に係るエコカー減税(自動車取得税)の軽減割合を、以下の通り見直す。

	現行	見直し後	(参考)見直し後自重税
電気自動車等 ③②基準+40%達成	非課税	非課税	免税
③②基準+30%達成	80%軽減	50%軽減	50%軽減
③②基準+20%達成	60%軽減		
③②基準+10%達成	40%軽減	25%軽減	25%軽減
③②基準達成	20%軽減	20%軽減	
上記以外	軽減なし	軽減なし	当分の間税率

- トラック・バスに係るエコカー減税(自動車取得税)については、環境インセンティブを強化するため、一定の見直しを行う。

7 都道府県自動車重量譲与税制度の創設(自動車重量税の譲与割合の引上げ)

- 自動車重量税の譲与割合を引き上げることにより、国税から地方税への税源移譲を行い、国費により地方税の減収を補填する。この規模及び現行の譲与割合からの増加分は、以下の通りとする。

	平成31～33年度	平成34～45年度	平成46年度	平成47年度～
規 模	98億円/年	160億円/年	451億円/年	550億円/年
譲与割合	15/1,000	24/1,000	68/1,000	83/1,000

- 都道府県自動車重量譲与税制度を創設し、都道府県自動車重量譲与税の規模、譲与割合は、上記の国税からの税源移譲相当額とする。

8 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

- 3～7の措置を講じてもお不足する地方税財源を確保するため、平成46年度から、揮発油税から地方揮発油税に税源を移譲することにより、地方揮発油譲与税を増額する。

		現行	平成46年度～
地方揮発油税への移譲額		—	142億円
揮発油税	本則税率	24,300円/キロリットル	24,000円/キロリットル
	当分の間税率	48,600円/キロリットル	48,300円/キロリットル
地方揮発油税	本則税率	4,400円/キロリットル	4,700円/キロリットル
	当分の間税率	5,200円/キロリットル	5,500円/キロリットル

9 その他

- 上記の見直しに伴う都道府県・市町村間の財源調整のため、自動車税環境性能割に係る市町村交付金の交付率を、以下の通り見直す。

	現行	平成31～33年度	平成34年度～
交付率	65%	47%	43%

需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減

○ 消費税率引上げに伴う対応として、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に自家用乗用車（登録車及び軽自動車）を取得した場合、環境性能割の税率を1%分軽減する。

※ この措置による地方税の減収（500億円程度：平成31、32年度の合計）については、地方特例交付金により、全額国費で補填する。

対 象 平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）

措置内容 自動車税環境性能割又は軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

〔登録車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%
3.0%	2.0%

〔軽自動車〕

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%

※ 環境性能割については、新車・中古車を問わず対象。

※ 免税点は50万円（中古車については、全体の約9割が非課税）。

（参考）：環境性能割の概要 ※自家用乗用車（登録車）の場合

〔課税のタイミング〕

自動車の取得時（購入時）

〔税額の計算方法〕

自動車の取得価額

×

〔税率は、燃費基準値達成度等に応じて決定される仕組み〕

税率（改正後）	燃費基準値達成度等
非課税	電気自動車等（※）、H32年度燃費基準＋20%達成
1%	H32年度燃費基準＋10%達成
2%	H32年度燃費基準達成
3%	上記以外の登録車

※ 電気自動車等：電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、プラグインハイブリッド車及びクリーンディーゼル車

「車体課税の見直し」に係る主な改正内容

消費税率8%時
(H26.4)

H29.4

H31.4

消費税率10%時
(H31.10)

H32.4

(H32.10)

H33.4

H35.4

取得時の課税

自動車取得税: 税率引下げ(26改正)

- ・登録車: 5%→3%
- ・軽自動車、営業用車: 3%→2%(当分の間)

廃止



又は



: 平成31年度改正において法制化した事項

環境性能割の導入(自動車税・軽自動車税)
※消費税率引上げ時期の変更にあわせて延期
【消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置】
環境性能割の税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、平成31年度税制改正において見直しを行う。

導入

自動車税の環境性能割の税率の適用区分を見直し

H33年度以後の税率の適用区分は、33改正で議論。

保有時の課税

軽自動車税: 税率引上げ(軽四輪車等及び小型特殊自動車)(26改正)

- ・家用乗用は1.5倍、その他の区分は約1.25倍に引上げ(軽四輪車等はH27年度以後に新規取得される新車から適用)

軽自動車税: 税率引上げ(二輪車等)(27改正)

- ・約1.5倍に引上げ(最低2,000円)(H28年度分から適用)

自動車税の種別割の税率引下げ(恒久減税)

- ・H31.10以後に初回新規登録した家用乗用車(登録車)から全ての税率区分で1,000~4,500円の引下げ

※現行の自動車税はH31.10以後の月割から自動車税の種別割に名称変更。
現行の軽自動車税はH32以後の定期賦課から軽自動車税の種別割に名称変更。

自動車税 グリーン化 特例

グリーン化特例 ※原則2年毎に見直し
26改正: (軽課) 基準切替と重点化(2年)
(重課) 概ね10%→15%(2年)
28改正: (軽課) 基準切替と重点化(1年)
(重課) 単純延長(1年)
29改正: (軽課) 重点化(2年)
(重課) 単純延長(2年)

グリーン化特例(軽課)

軽課については、環境性能割の導入を契機に、対象を電気自動車等に限定する見直しを行う。なお、当該見直しについては、消費税率引上げに配慮し、現行の特例措置を2年間延長した上で、H33年度及びH34年度に初回新規登録を受けた家用乗用車について適用する。

※重課も2年の単純延長

家用乗用車に係る軽課について、対象を電気自動車等に重点化

家用乗用車以外に係る軽課及び重課(全ての車両区分)については33改正で議論。

軽自動車税 グリーン化 特例

グリーン化特例(軽課)
27改正: 制度導入
28改正: 単純延長(1年)
29改正: 重点化(2年)

グリーン化特例(軽課)

軽課については、環境性能割の導入を契機に、対象を電気自動車等に限定する見直しを行う。なお、当該見直しについては、消費税率引上げに配慮し、現行の特例措置を2年間延長した上で、H33年度及びH34年度に初回新規検査を受けた家用乗用車について適用する。

家用乗用車に係る軽課について、対象を電気自動車等に重点化

家用乗用車以外に係る軽課については33改正で議論。

経年車重課の導入(26改正) ※当分の間 軽四輪車等について概ね20%重課

自動車 取得税 エコカー 減税

エコカー減税 ※原則2年毎に見直し
26改正: 軽減割合の拡充
(75%→80%、50%→60%)
27改正: 燃費基準の置換えと対象範囲の見直し(2年)
29改正: 対象範囲の見直し(2年)

**エコカー減税
軽減割合を見直し
した上、6ヶ月
延長(31改正)
※31年9月に廃止**

環境性能割の臨時的軽減

消費税率引上げに伴う対応として、H31.10.1からの1年間に取得した家用乗用車(登録車及び軽自動車)について、税率を1%分軽減する。

(特例措置)

平成31年度与党税制改正大綱（抄）

平成30年12月14日
自由民主党・公明党

第一 平成31年度税制改正の基本的考え方(抄)

3 車体課税

自動車産業は日本経済や雇用創出に大きく貢献する基幹産業であるが、熾烈なグローバル競争下にあるとともに、電動化・IoT化、自動運転等の技術革新、ライドシェア等の使用形態の変化等、大きな変革期を迎えている。このような環境の下で、国内自動車市場の活性化を引き続き図っていくために、自動車ユーザーの車体課税に係る負担を軽減し、自動車を購入・保有しやすい環境を作るべきとの要請がある。

その一方で、車体課税の多くは地方財源であり、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となること等を考慮すれば、地方の安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮することが必要である。

これら双方の観点に十分配慮しつつ、平成29年度与党税制改正大綱等における車体課税の見直しに係る基本的考え方に沿って検討を行った結果、車体課税について、以下のような大幅な見直しを行う。税制抜本改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、今般の措置をもって最終的な結論とする。（以下 略）

第三 検討事項(抄)

6 自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

自動車ユーザーの税負担の水準

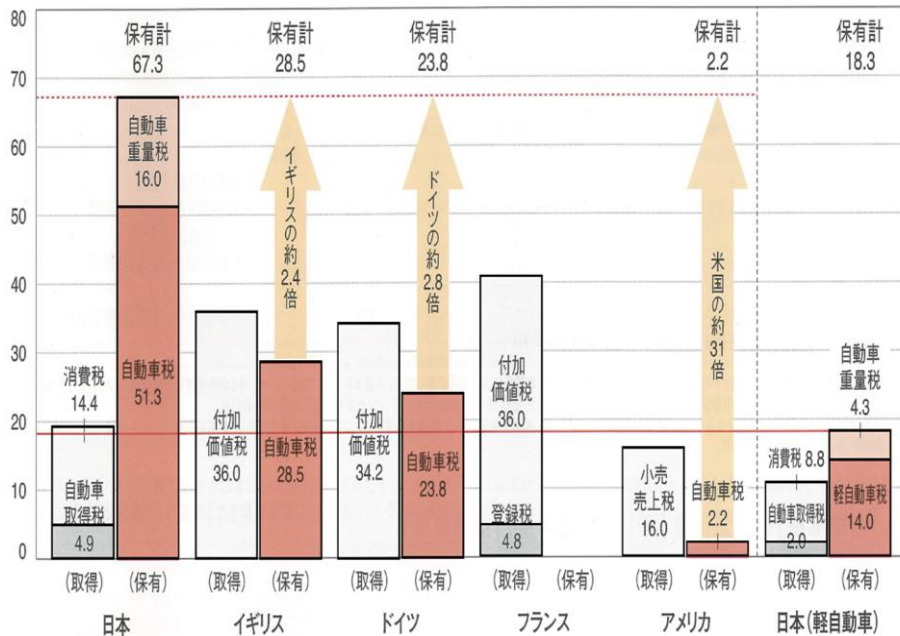
- 自動車業界は、日本の保有課税は、国際水準と比較すると、過重であると主張。
- 一方、走行段階における課税(燃料課税)の負担は、OECD加盟国の中でも低水準。
※日本の税負担率はOECD加盟国34カ国中で28番目。
- 自動車ユーザーの税負担の水準は、車体課税と燃料課税を併せた議論が必要。

保有段階における税負担の国際比較

(日本自動車工業会資料 ※2018年4月時点の税体系に基づく試算)

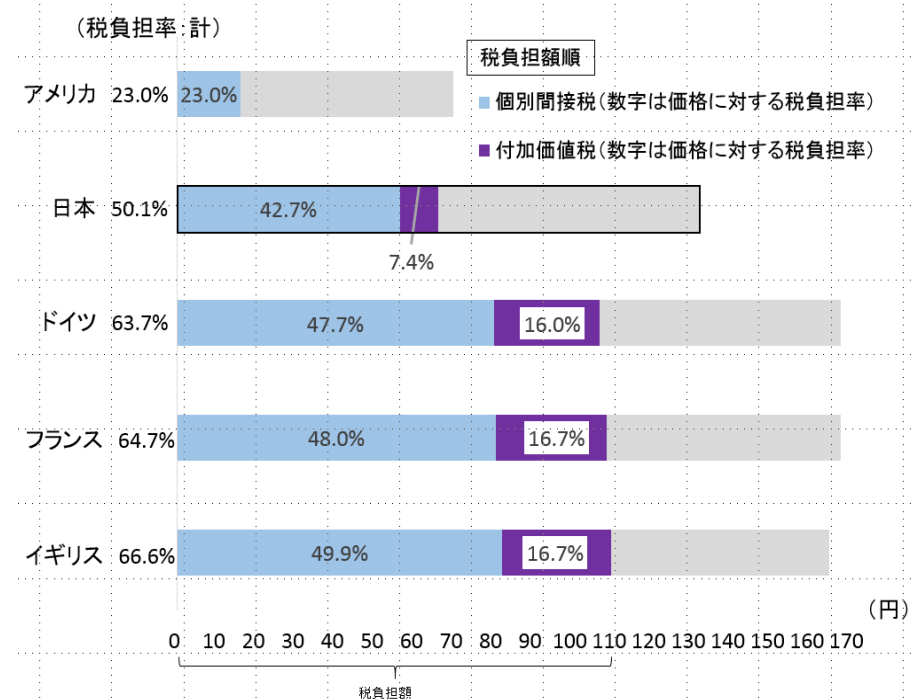
● 保有段階における税負担の国際比較

単位(万円/13年間)



ガソリン1L当たりの価格と税の国際比較

(2017年第2四半期)



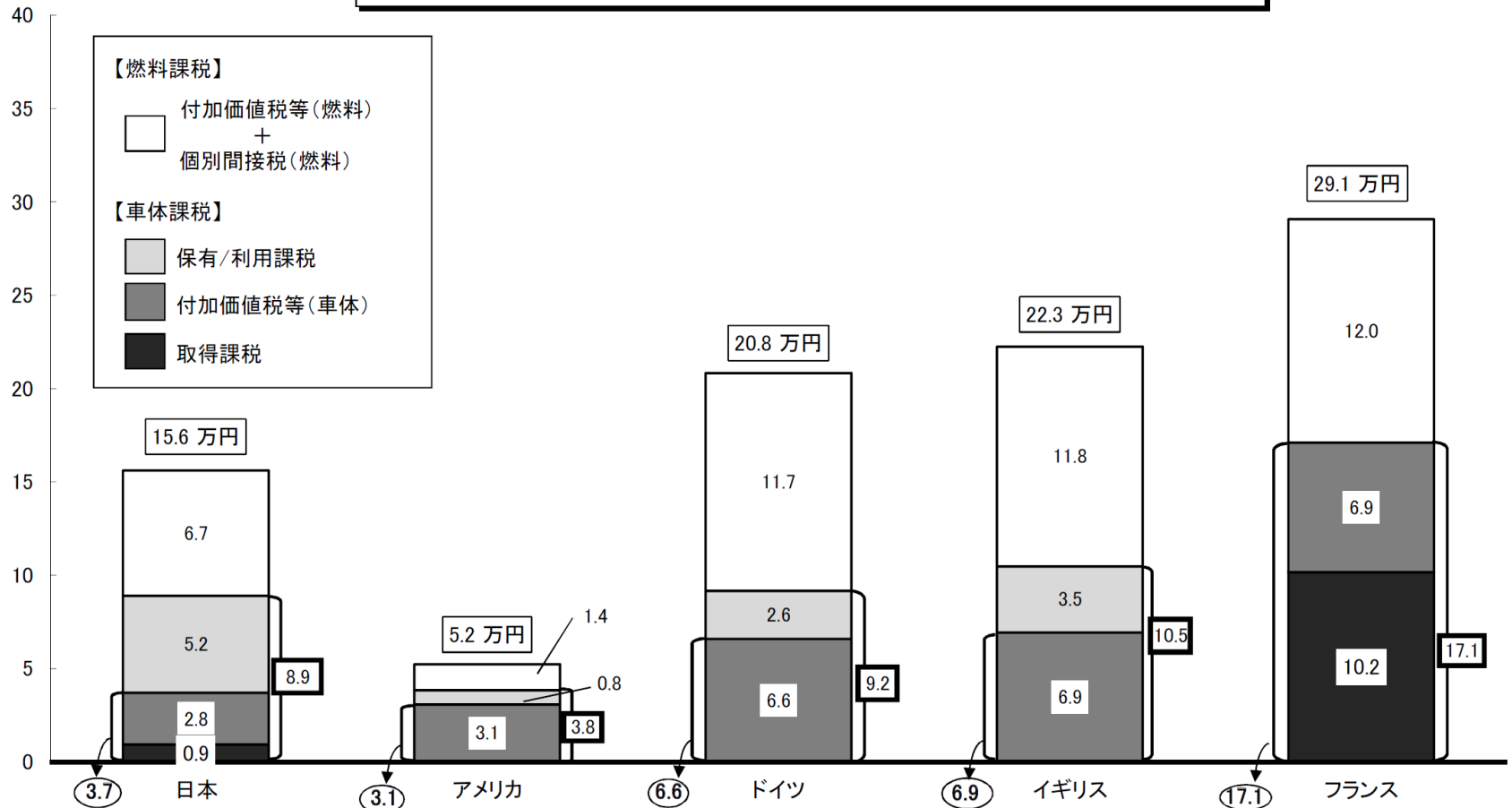
燃料課税と車体課税の国際比較

○ 車体課税と燃料課税を合わせた税負担額で見れば、日本の水準は、国際的に見ても、低い。

財務省HPより

(単位: 万円)

燃料課税と車体課税の国際比較(年間税負担額)
(2,000CCクラスの自家用車を想定した場合の仮定試算)

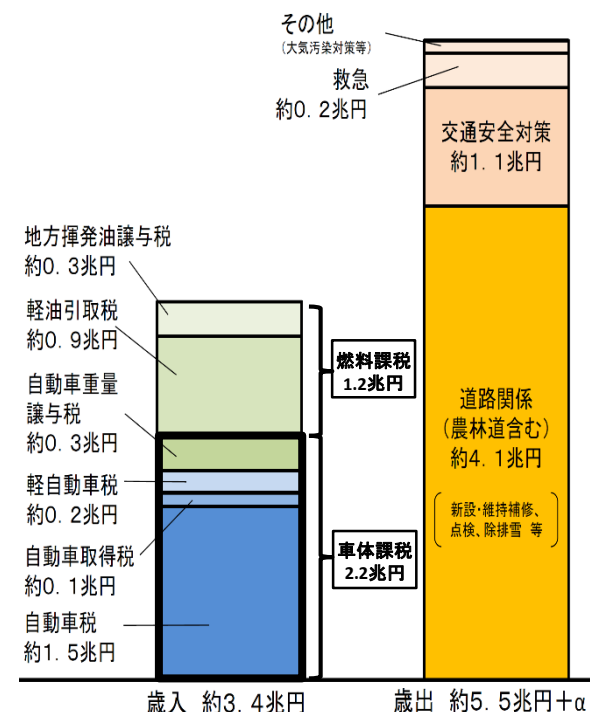


※1 税率は平成29年12月現在。車両重量約1.5t、年間ガソリン消費量1,000ℓ、車体価格(税抜本体価格)2,430,000円の自家用車を取得した場合の1年あたりの税負担額を算出。ただし、取得時に課税されるものについては、平均保有期間(7年)を勘案し、取得時の税額の7分の1を1年分の税負担として計算している。
燃料価格(消費課税等の税込み)は日本141.5円/ℓ、アメリカ0.654ドル/ℓ、ドイツ1.357ユーロ/ℓ、フランス1.404ユーロ/ℓ、イギリス1.2ポンド/ℓ(2017年12月時点IEA調べ)。

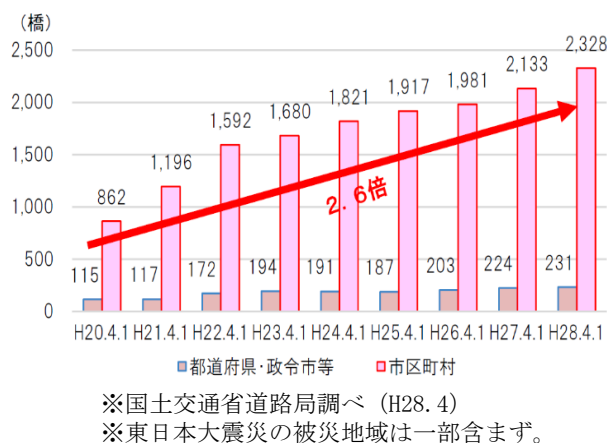
自動車に関する行政サービスと自動車関係諸税(車体課税+燃料課税)の状況

- 応益課税は、地方税の原則の一つ。
- 地方団体における自動車に関する行政サービスに要する費用は、自動車関係諸税(車体課税+燃料課税)の税収を上回っている。
- 今後見込まれる道路や橋梁、トンネルなどの更新・老朽化対策や、防災・減災事業が確実に実施できるよう、社会インフラ財源の確保は地方団体にとって極めて重要である。

地方団体における自動車関係諸税の税収と自動車に関する行政サービスに要する費用



地方公共団体管理橋梁(2m以上)の通行規制等の推移

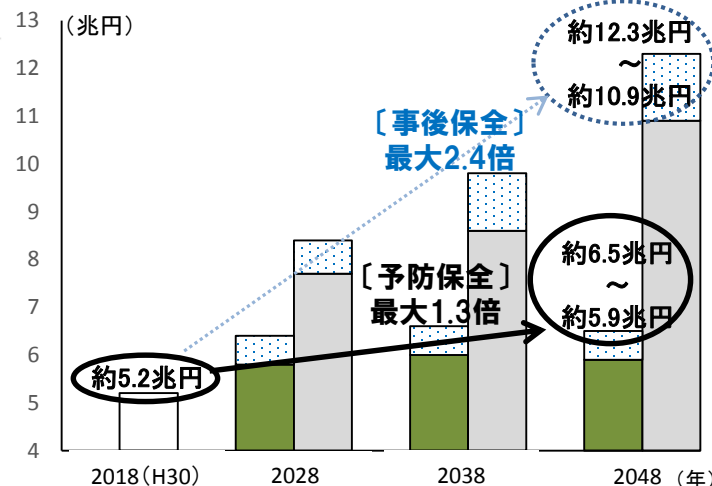


建設後50年以上経過する社会資本の割合

	H25年3月	H35年3月	H45年3月
道路橋 (橋長2m以上)	約18%	約43%	約67%
トンネル	約20%	約34%	約50%

※ 国土交通省HP「インフラメンテナンス情報」を基に作成。

将来の社会資本の維持管理・更新費の推計結果



予防保全：施設の機能等に不具合が**発生する前に**修繕等の対策を講じること。
事後保全：施設の機能等に不具合が**生じてから**修繕等の対策を講じること。

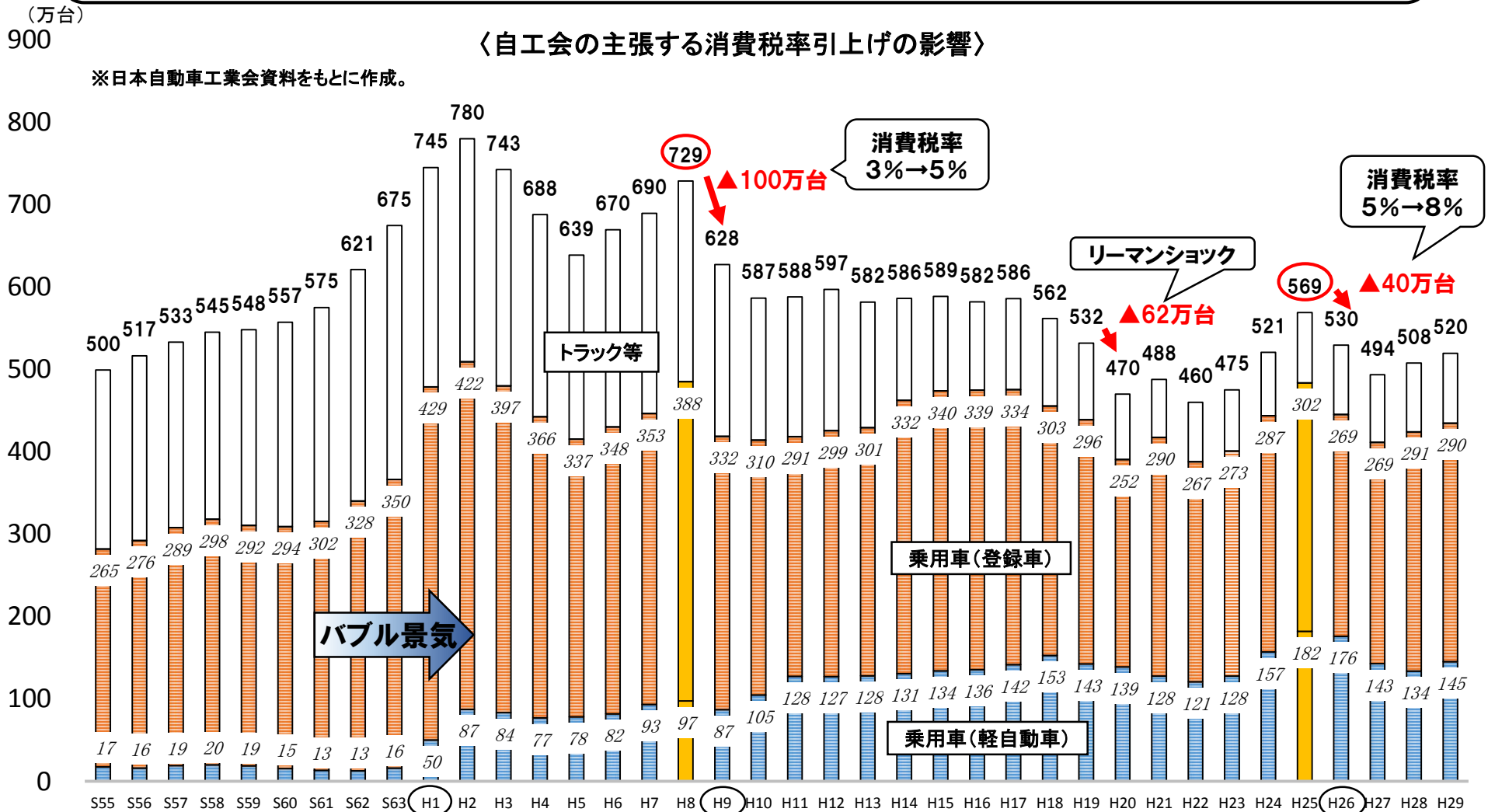
※平成30年11月30日「経済・財政一体改革推進委員会 国と地方のシステムワーキング・グループ」国交省提出資料等を基に作成。

※ 30年度予算における国の道路の維持管理費は約3,700億円。

消費税率引き上げの新車販売台数への影響

○ 新車販売台数(乗用車)は、長期的には横ばい。

※ 自工会の分析によると、トラックの販売台数の長期的な減少の要因は、公共投資の減少等とされている。
(自工会「自動車国内需要見通し」等より)



(注1) 消費税導入以前は、自動車には物品税(製造段階課税)が課税されていた(普通乗用車23%、小型乗用車18.5%、軽自動車15.5%)。消費税導入後は、登録乗用車について時限的に、1992年(H4)3月までは6%、1994年(H6)3月までは4.5%の税率とされていた。

(注2) 軽自動車は、1990年(H2)1月、1998年(H10)10月に、それぞれ規格改定を実施。